

公共建築物の木材利用推進と 合法木材普及の取組み (埼玉県)



埼玉県農林部
森づくり課
木材利用推進担当

1 公共建築物における 県産木材の利用拡大の経緯①

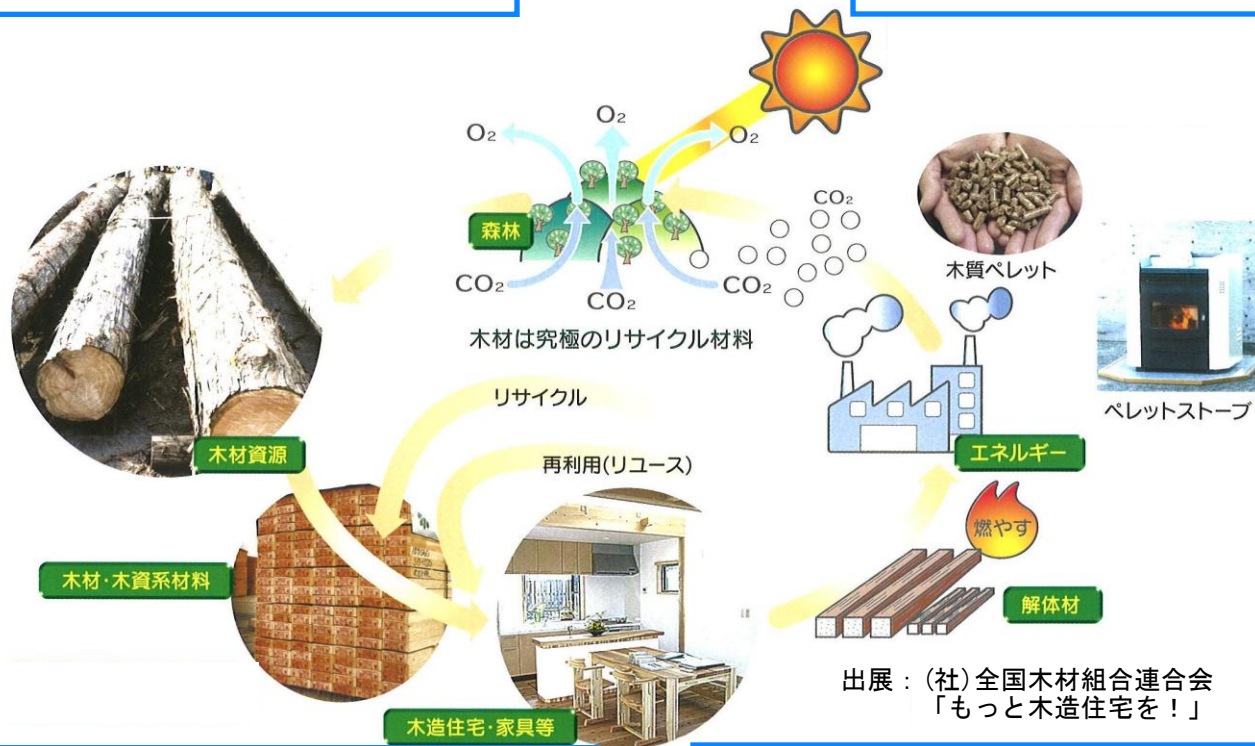
平成 8 年 庁内連絡協議会の設置
(木づかい促進連絡協議会)

平成13年 「県産木材の利用推進」 を県の
施策として明確化

県産木材の利用推進の意義

①循環型社会の構築

④地球温暖化の防止



②林業・木材産業の振興 森林整備の推進

③健康的で人に優しい 木のある生活空間

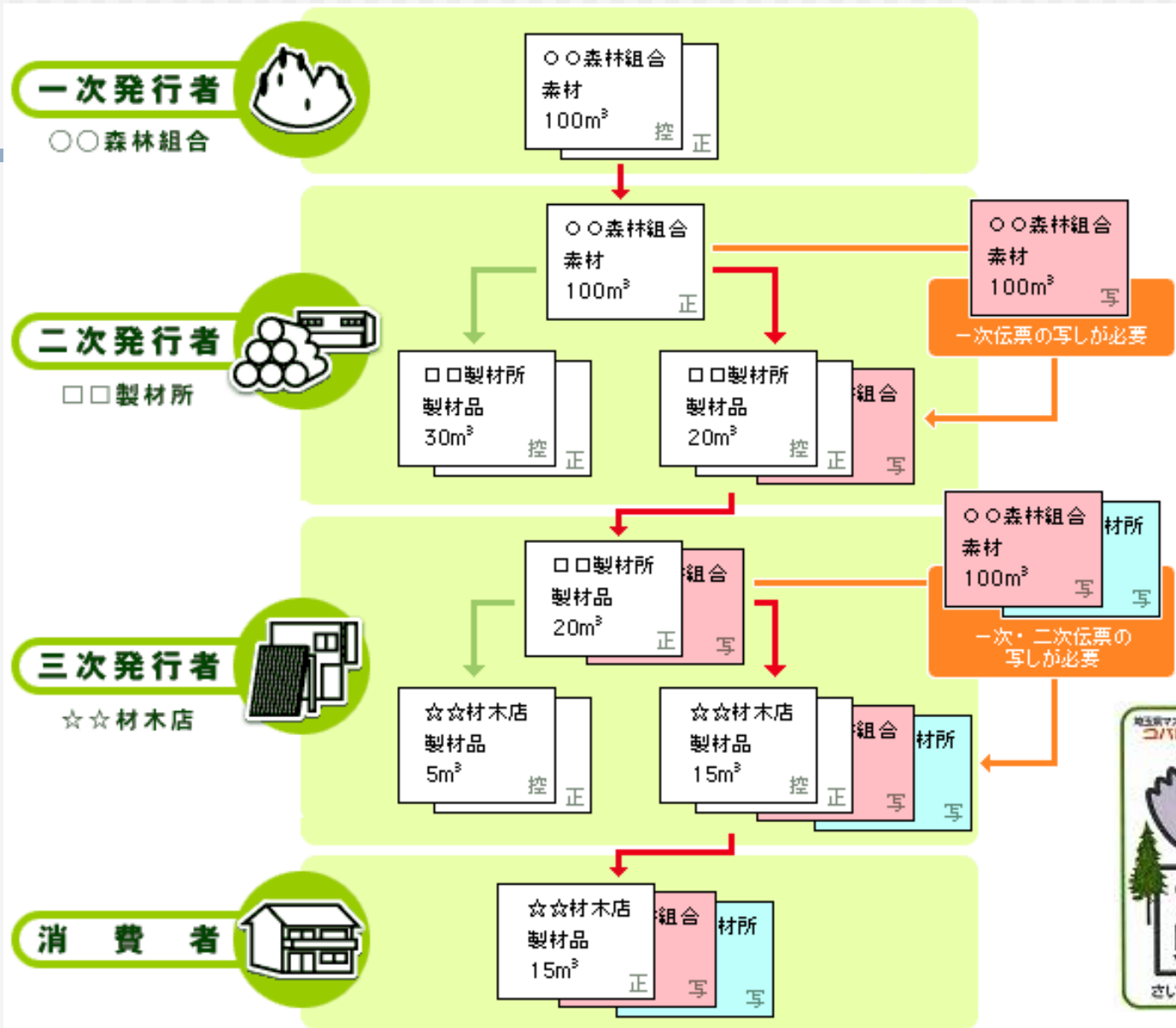
1 公共建築物における 県産木材の利用拡大の経緯②

平成14年 「さいたま県産木材認証制度」創設
(産地認証)

平成15年 「県有施設の木造化・木質化に関する指針」
の制定(運用:平成16年度~)

平成22年 「埼玉の木づかいCO₂貯蔵量認証制度」創設

さいたま県産木材認証制度



正：正本 控：正本控え 写：正本コピー

NO.

さいたま県産木材販売伝票(控)

H.18年9月20日

(株) [redacted] 建築工業 様

品名	形状	本数(束)	材種	前県産木材認証事業者記号番号 (製材生産者の場合は生産地)
桧 土小、42	4000 120x30	30束		
県立鴻巣高校管理棟改修および 耐震補強工事(1期工事)				
計				

さいたま県産木材
認証センター理事長



県産木材認証事業者記号番号 中央-[redacted]-流
発行者 住 所 埼玉県さいたま市 [redacted] 番地 [redacted]

代表者名 [redacted] 木材株式会社

電話番号 [redacted]



上記埼玉県産木材は、合法木材であることを証明しております。代表取締役 [redacted]

048-[redacted]

県有施設の木造化・木質化等に関する指針

(平成23年2月 一部改正)

建築物

- 地上2階建て以下延べ床面積3千㎡以下は木造化
- 内装及び外壁は木質化
- 木造化・木質化には県産木材を使用

土木工事

- 間伐材等の県産木材を積極的に使用

消耗品 備品

- 県産木材を用いた木製品の積極的な使用に努める

暖房器具

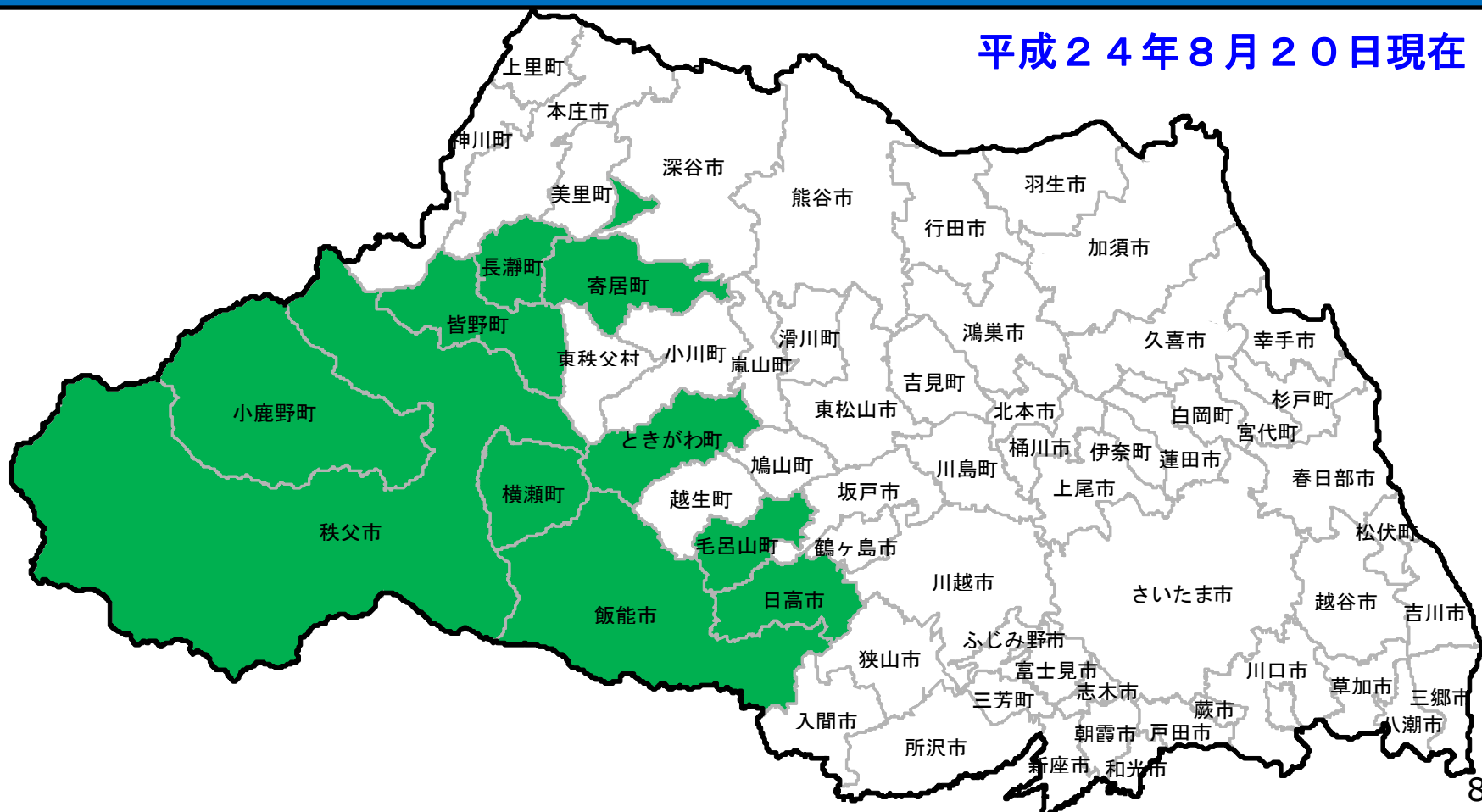
- 木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める

都道府県方針として位置づけ

公共建築物木材利用促進法に基づく市町村方針の策定状況

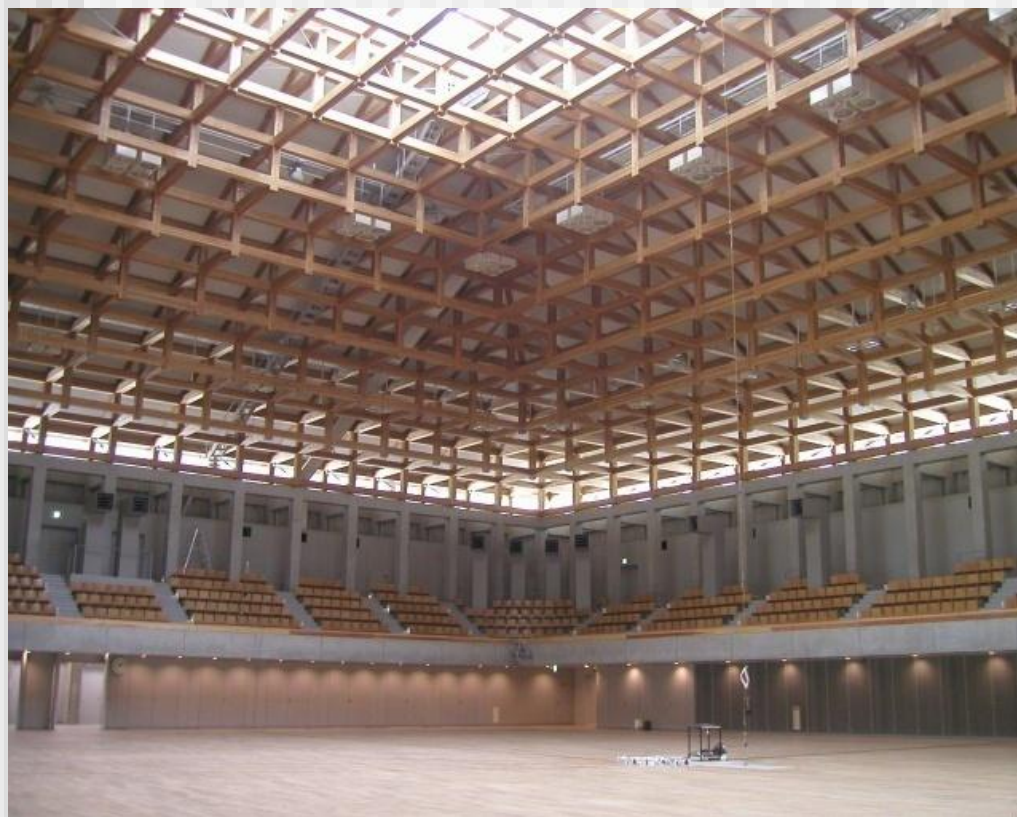
策定済み市町村数 10市町(63市町村のうち) 策定率16%

平成24年8月20日現在



公共建築物での県産木材の利用事例

■ 埼玉県立武道館(平成15年度)



主道場の屋根骨組み



第二道場の屋根骨組み

■ 宮代町役場庁舎(平成16年度)



木造架構



県産木材集成材の柱

■ ときがわ町立萩ヶ丘小学校（平成15, 16年度）



町内の木材を用いた木造校舎

■ 鳩山町「鳩山中学校」 (平成22年度)



武道場



廊下

■ 杉戸町「町立中央幼稚園」(平成22年度)



■ 東部地域ふれあい拠点施設(ふれあいキューブ) 埼玉県・春日部市 (平成23年度)



ハイブリッド構造

1～4階 鉄骨造

5～6階 木造

木造階の
事務スペース



■ 飯能市「市立名栗小学校」(平成21年度)



森林土木工事での県産木材利用



木 柵 工

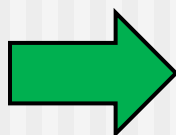


流 路 工

合法木材の取扱の現状①

◆グリーン購入法

地方自治体の
努力義務



環境物品等の調達方針作成
及び調達の実施

◆「埼玉県グリーン調達推進方針」(毎年作成)

調達基準

木質製品及び資材においては、間伐材などが使われていること。なお、**原料とされる原木はその伐採に当たって生産された国における森林に関する法令に照らして合法なものであること。**

合法木材の取扱の現状②

平成18年2月 「木材・木材製品の合法性、持続可能性
の証明のためのガイドライン」



埼玉県木材協会（平成18年8月～）
「違法伐採対策に関する行動規範」制定
合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定開始

平成23年度の状況

認定事業者数 151事業体
合法性等が証明された木材の取り扱い実績
入荷量 14,188m³、出荷量 5,748m³

合法木材の取扱の現状③

◆ 県発注の建築工事の仕様書の記載

一般共通事項

材料の品質等

(前段は省略)

製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断基準に従い、あらかじめ、「**木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン**」に準拠した**証明書**を提出する。

2 公共建築物での県産木材利用の課題①

(1) 山側への利益の還元

→ 伐採後の再造林・保育費用の確保



県内の森林資源の持続的活用

(2) 県産木材・合法木材の取り扱い

→ 仕様書等への記載方法



県産木材 → 統一した記載法が未確立

合法木材 → 既に記載、理解度は低い

2 公共建築物での県産木材利用の課題②

(3) 木材利用の思想と技術の普及

→ ・事業計画者や発注者への、

木材に関する知識の普及が不十分



- 木材や木造に対する誤った認識
- 木造、木質化を選択する意思が希薄
- 木材調達等を相談できる窓口が不明確

3 今後の対応①

(1) 公共施設での県産木材の利用拡大

利用意義・技術の継続的な普及活動の実施

木造公共施設整備のための手引作成

木材に関する情報窓口の明確化

工事事業者に対する、県産木材認証制度に関する説明会を、引き続き実施

3 今後の対応②

(2) 県庁内への制度の普及

合法木材

→ 営繕担当職員への制度の研修の実施
(材料承認、材料検査時等の対応)

県産木材

→ 設計図書への「県産木材」使用の明記
「県産木材認証制度」利用の明記

3 今後の対応③

(3) 市町村への制度の普及

合法木材

- 営繕担当者会議等での制度の周知
工事仕様書への「合法木材」記載の指導

県産木材

- 設計図書への「県産木材」使用の明記
「県産木材認証制度」利用の明記

3 今後の対応④

(4) 合法木材事業団体の皆様へ

公共事業を受注した事業者に対する
「合法木材」の制度の説明会の実施
→ 個々の地域の実情を勘案したPR

県産木材(地域材)の利用拡大にも、
ぜひ、御協力をお願いします。

ご静聴
ありがとうございました

県産木材(地域材)の
積極的な利用に
ご協力をお願いします



埼玉県のマスコット
コバトン